

知的財産 - Intellectual Property -

## Newsletter

〈2019年6月号〉

## Contents

## 1 | 事務所ニュース



## 2 |

**特許侵害**

構成要件の解釈において、その存在が明記されていない技術的手段が必要であると解釈した事例

知財高裁(3部)平成31年4月24日判決〔加熱調理器事件〕



## 3 |

**審決取消**

補正部分につき新たに拒絶理由通知をしなくとも手続違反にはならないとした事例

知財高裁(1部)平成31年4月12日判決〔脂質含有組成物事件〕



## 4 |

**不正競争**

口コミサイトの記載と品質誤認惹起行為該当性

大阪地裁(26部)平成31年4月11日判決〔外壁塗装ナビ事件〕



## 5 |

セミナー・執筆情報のご案内



事務所 *News***ALB IP rankings 2019で  
当事務所の知的財産グループは高い評価を得ました。**

トムソンロイター社出版のAsian Legal Business (ALB) 2019年5月号のIP Rankings 2019において、当事務所はJapan DomesticのPatents部門において、3年連続の高い評価(Tier 1)を得ました。

また、Japan DomesticのTrademarks/Copyright部門においても高い評価(Tier 2)を得ました。

[Asian Legal Business のウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 構成要件の解釈において、その存在が明記されていない技術的手段が必要であると解釈した事例



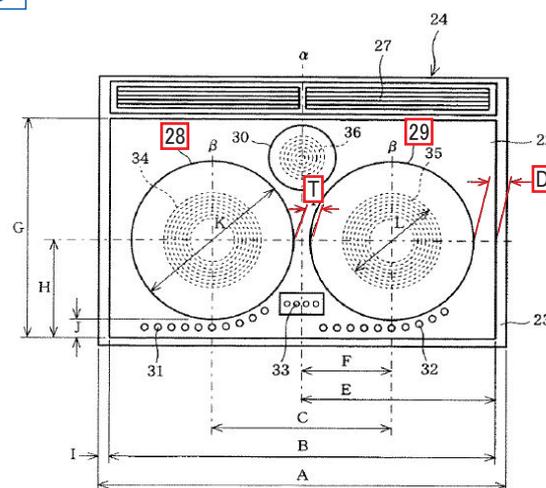
黒田 佑輝  
Yuki Kuroda

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成31年4月24日判決(平成30年(ネ)第10078号)裁判所ウェブサイト[加熱調理器事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、被告製品が、システムキッチンに埋設されるIH調理器に関する特許(本件特許)を侵害するかどうかが問題となった事件です。本件特許の請求項1のクレームは、「ドロップインタイプの加熱調理器であって、横幅寸法を560mm以下に設定したケース本体内に左右に配設された被加熱物を調理容器を介して加熱する複数の誘導加熱コイルと、この複数の誘導加熱コイルの下方に設けられたロースタと、前記誘導加熱コイル及びロースタの上方を覆うように設けられたトッププレートとその周縁部に装着したフレームとからなる天板とを備え、前記フレームの係り代を除く横幅寸法を700mm以上に設定した前記トッププレートには、前記誘導加熱コイルと対応する左右位置に前記調理容器を戴置する加熱部を設けるとともに、これら加熱部に前記調理容器を所定の間隔を存して並置可能とする最大径の調理容器を戴置したとき、この所定の間隔より該調理容器の外殻から前記トッププレートの前記フレームの係り代を除く左右端部までの距離を長くなる構成としたことを特徴とする加熱調理器」というものであり、下線を引いた構成要件Eの意義が特に問題となりました。上記構成要件Eの具体的な例としては、本件特許明細書の図面において、並置可能な最大径の調理容器を示す28及び29のリング状枠をトッププレート上に表示することで、使用者がその枠に合わせた大きさの調理容器(鍋等)を置くと、その2つのリング状枠の間の距離Tと、リング状枠と左右端部との間の距離Dが、 $T < D$ のように構成されるというものです。これによって、調理容器と加熱調理器の左右端部との間に距離を空けることで、調理容器が加熱調理器から飛び出ることを防止したり、調理容器からの吹きこぼれや飛び散りが加熱調理器の外側に降り掛ることを防止したりする効果を奏するとされます。



22 : トッププレート  
23 : フレーム  
28 ~ 30 : 加熱部  
34 ~ 36 : 加熱手段

ここで、構成要件Eは、上記 $T < D$ の関係という構成を特定しているだけであり、それが何らかの技術的手段に基づき実現されることを明記していません。しかし、裁判所は、「本件発明に係る加熱調理器の使用者(以下、単に「使用者」という。)が上記の発明の効果を得られるためには、本件発明が、装置の構成として、構成要件Eの表す関係(調理容器同士の間隔[所定の間隔] < 調理容器の外殻からトッププレートのフレームの係り代を除く左右端部までの距離)を成立可能とするような手段を有することが必要になるというべきである。したがって、構成要件Eを有することは、装置の構成として、構成要件Eの表す関係を成立可能とするような手段を有することを意味する(当然の前提とする)と解するのが相当であり、具体的には、自動的又は半自動的に構成要件Eが表す関係を成り立つように制御する手段(例えば、調理容器の径を判別して、最大径以下の調理容器を加熱部の中央に位置決め制御をする手段など)や、使

次ページへ続く ➤

用者が調理容器を加熱部に置く際、構成要件Eの表す関係が成り立つか否かを確認できる手段や構成要件Eの表す関係に誘導する手段などを備えることが必要になると考えられる。」として、構成要件Eでは明確に記載されていないものの、構成要件Eの関係性を実現するための技術的手段が存在していなければならないと判示しました。

そのうえで、被告製品については、取扱説明書には、使用できる調理容器は、最大鍋底の直径が26cmのものであるとの記載があるが、被告製品自体には、この大きさを確認できる手段が設けられていないこと、被告製品にはIHヒーターの位置を示すための直径20cmのマークが2か所に設けられているが、このマークは、使用者が調理容器を加熱部に置く際に、構成要件Eが示す関係に誘導する手段とは言えない、などとして、被告製品は構成要件Eを充足しないと判断しました。

本件は、構成要件の文言上、調理容器と加熱調理器との関係性を規定するだけで、その関係性を実現するための技術的手段について言及されていないにも関わらず、裁判所が、そのような技術的手段を当然の前提とした発明であると解釈し、被告製品が対応する技術的手段を備えていないことを理由として、構成要件を充足しないと判断した点で興味深い判決です。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 補正部分につき新たに拒絶理由通知をしなくとも 手続違反にはならないとした事例



手代木 啓

Kei Teshirogi

PROFILEはこちら

知財高裁(1部)平成31年4月12日判決(平成30年(行ケ)第10117号)裁判所ウェブサイト〔脂質含有組成物事件〕

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、原告Xが有する「脂質含有組成物およびその使用方法」とする発明(「本件発明」)について、Xが拒絶査定を受けたためこれに対する不服審判を請求したところ、特許庁は明確性要件及びサポート要件違反を理由に請求不成立の審決(「本件審決」)を行ったため、Xが本件審決の取消しを求めた事案です。なお、Xは不服審判中に特許庁から拒絶理由通知を受けたため、新たな請求項を追加するなどの特許請求の範囲の補正(「本件補正」)をしていました。

結論として、知財高裁は、本件発明に係る特許請求の範囲の記載が明確性要件及びサポート要件に適合するとXの主張を認め、本件審決を取り消す判決をしました。もっとも、Xは明確性要件及びサポート要件に係る主張の他に、特許庁に特許法47条に実質的に違反する手続違反があると主張しています。以下では、この手続違反に係る論点についてご説明します。

まず、Xの手続違反の主張の内容は次のとおりです。すなわち、Xは特許庁からの拒絶理由通知を受け、新たな請求項を追加する本件補正をしたにもかかわらず、特許庁が本件補正で追加した請求項について新たな拒絶理由通知をせず、また本件審決において判断しなかったことが、審査官による特許出願の審査義務を定める特許法47条に実質的に反すると主張しました。

知財高裁は、Xの上記手続違反の主張については、以下のように述べ、これを認めませんでした。

「特許は、一つの特許出願に対し、一つの行政処分としての

特許査定又は特許審決がされ、これに基づいて一つの特許が付与され、一つの特許権が発生するという基本構造を前提としており、請求項ごとに個別に特許が付与されるものではない。このような構造に基づき、複数の請求項に係る特許出願であっても、特許出願の分割をしない限り、当該特許出願の全体を一体不可分のものとして特許査定又は拒絶査定をするほかなく、一部の請求項に係る特許出願について特許査定をし、他の請求項に係る特許出願について拒絶査定をするというような可分的な取扱いには予定されていない。このことは、特許法49条、51条の文言のほか、特許出願の分割という制度の存在自体に照らしても明らかである(最高裁平成19年(行ヒ)第318号同20年7月10日第一小法廷判決・民集62巻7号1905頁参照)。」

このような判断を前提に、知財高裁は、審判合議体が一部の請求項について拒絶理由があると判断すればそれのみで請求不成立審決をすることができ、その余の補正で追加された請求項について判断しなくても違法ではないと述べました。

本件は、明確性要件及びサポート要件違反についての知財高裁の具体的判断が示されている点でも重要ですが、複数の請求項に係る訂正請求の許否は請求項ごとに行うべきとした最高裁(最判平成20年7月10日民集62巻7号1905頁)の判断を引用して、複数の請求項に係る特許出願の拒絶査定は請求項ごとに判断すべきであるということが確認された点においても実務上重要な意義を有すると考えますので、ご紹介した次第です。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

## 口コミサイトの記載と品質誤認惹起行為の該当性



富田 詩織

Shiori Tomida

PROFILEはこちら

大阪地裁(26部)平成31年4月11日判決(平成29年(ワ)第7764号)裁判所ウェブサイト[外壁塗装ナビ事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、外壁塗装リフォーム業者である原告(X)が、同業者である被告(Y)が、自ら管理・運営するいわゆる口コミサイト(「本件サイト」)において、Yをランキングの1位と表示したこと(「本件ランキング表示」)は、品質誤認表示行為(平成27年改正前不正競争防止法2条1項13号・現行法14号)に該当するとして、Yに対し、損害賠償を請求した事件です。

裁判所は、以下のように判断し、本件ランキング表示は、Yの提供する「役務の質、内容…について誤認させるような表示」に該当すると認定し、損害賠償請求を一部認容しました。

## 1 本件サイトの表示内容から生じる認識内容

- ・本件サイトを閲覧する者は、外壁塗装業者やリフォーム業者に工事を依頼しようと考えており、そのための業者をインターネットにより探そうとしている一般需要者である。そして、そのような需要者は、本件サイトには外壁塗装業者やリフォーム業者を利用したことがある者が実際に提供を受けたサービスの質、内容に言及した口コミを基にした評価が掲載されているという先入観を持った上で、これを参考にしようとして本件サイトを訪問していると推認される
- ・そのような需要者が、「みんなのおすすめ」のタイトルの下でのランキングに接することからすると、本件サイトのトップページを閲覧した者は、投稿された口コミを基にして外壁塗装業者やリフォーム業者の提供するサービスの質、内容に関するランキングが作成されており、そのランキングにおいて1位にランクづけられている業者の提供するサービスの質、内容は、掲載業者の中で最も「おすすめ」、つまり最も「優良」であると評価されていると基本的には認識すると考えられる

上記の本件サイトを閲覧する者の認識を前提とすれば、本件サイトのランキングは、投稿された口コミの件数及び内容を基に作成された、本件掲載業者一覧ページに掲載されている業者の提供するサービスの質、内容に関する評価のランク付けを表示したものであって、Yがランキング1位であることは、投稿された口コミの件数及び内容に基づき、Yの提供するサービスの質、内容が、本件掲載業者一覧ページに掲載されている業者の中で投稿者の主観的評価として最も優良であると評価されていると表示したものである。

## 2 本件サイトにおけるYがランキング1位であるとの表示(本件ランキング表示)の品質誤認表示の該当性

上記のような本件サイトを閲覧する者の認識からすると、本件ランキング表示は、掲載業者の中での、投稿された口コミの件数及び内容に基づく評価との間にかい離がないのであれば、品質誤認表示に該当するとはいえない。

- ・Yについては、本件サイトの公開時点から、既にランキング1位と表示されていたと推認され、その表示は虚偽であった。また、本件サイト公開後も架空の投稿が存在した
- ・施主への通常の投稿の勧誘によりYへの高評価の投稿数が1位になるのであれば、架空の投稿までする必要はないはずである
- ・以上からすると、本件サイトにおけるYがランキング1位であるという本件ランキング表示は、実際の口コミ件数および内容に基づくものとの間にかい離があると認められる
- ・いわゆる口コミランキングは、投稿者の主観に基づくものであるが、実際にサービスの提供を受けた不特定多数の施主

[次ページへ続く](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

等の意見が集積されるものである点で、需要者の業者選択に一定の影響を及ぼす。したがって、本件サイトにおけるランキングで1位と表示することは、需要者に対し、そのような不特定多数の施主等の意見を集約した結果として、その提供するサービスの質、内容が掲載業者の中で最も優良であると評価されたことを表示する点で、役務の質、内容の表示に当たる

そして、その表示が投稿の実態と乖離があるのであるから、本件ランキング表示は、Yの提供する「役務の質、内容…について誤認させるような表示」に当たると認めるのが相当である。

### 3 損害について

本件ランキング表示と相当因果関係のある損害として、本件サイトの運営主体を特定するためにXがP1を被告として提起した発信者開示請求訴訟の弁護士費用である7万円＋本件訴訟の弁護士費用1万円の合計8万円を認めるのが相当である。

本件は、事例判断ではありますが、口コミサイトにおけるランキング表示について品質誤認表示該当性を肯定し、損害を認定した事例であり、実務上参考になるものと考えます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## セミナーのご案内

### 東京エリア

## 「改正民法施行前に確認するITビジネス契約の重要ポイント ～システム開発契約、ライセンス契約等の実務を中心に～」

日時 2019年6月18日(火)14時00分～16時30分

講師 廣瀬崇史

会場 山王健保会館 2F会議室

主催 レグシス・ネクシスジャパン株式会社

住所 東京都港区赤坂2-5-6 トスラブ山王健保会館

受講料 18,000円(税別)

内容 システム開発契約やライセンス契約は、IT関連サービスを提供する会社や当該サービスの提供を受ける会社の両社の関係を規律する等、その事業運営に重要な役割を果たします。そこで、これらの契約の主要な条項、ガイドラインや重要な裁判例等を踏まえた紛争の予防、とりわけ2020年4月に施行される改正民法を踏まえたドラフティングの仕方を理解することは重要です。また、近年試行錯誤の中で開発が進むAI技術に関する契約の特徴を理解することも欠かせません。本セミナーでは、上記の内容を、ポイントを絞ってわかりやすく解説します。

セミナー詳細・お申込みはこちらをクリック

### 名古屋エリア

弊所主催セミナー

## 「本年7月1日施行 改正不正競争防止法セミナー」

日時 2019年7月9日(火)15時00分～16時30分

会場 ウィンクあいち(愛知県労働センター)1301会議室

講師 重富貴光

住所 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38

内容 2018年5月に改正不正競争防止法(「改正法」)が成立し、改正法は2019年7月1日に施行されます。改正法は、ビッグデータ等をはじめとする限定提供データを保護するものであり、世界に先駆けてデータ自体を保護する新たなルールを盛り込んでいます。セミナーでは、改正法の概要に加えて、改正法のもとで限定提供データをどのように保護すべきかについて解説を行います。

※本セミナーの申込方法及びセミナーに関する詳細はこちらのURLをご参照ください。 <http://www.ohebashi.com/jp/seminar.php>

弊所では、ご希望の内容に応じて知的財産に関するセミナー・相談会をお請けしております。セミナー・相談会等のご希望がございましたら、以下のメールアドレス宛てにご連絡下さい。

✉ [IPnewsletter@ohebashi.com](mailto:IPnewsletter@ohebashi.com)

## 執筆情報のご案内

### 特許・実用新案の法律相談 I・II

出版社 株式会社青林書院

発行年月 2019年5月

執筆者 平野恵稔(Q60 審決取消訴訟と引用例、Q62 新たな審決の取消理由(審判理由の追加)、Q90 差止請求一般論)  
重富貴光(Q17 用途発明、Q140 方法と実用新案)

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスや想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。